

1 内政

（1）モラレス大統領によるベラスケス委員長に対する入国禁止決定

9月4日、モラレス大統領府は、ベラスケス・グアテマラ無処罰問題対策国際委員会（C I C I G）委員長の入国禁止決定をプレスリリースで発表した。プレスリリースには、「グアテマラ政府は、ベラスケスC I C I G委員長の行動に対する懸念を解決すべく、国連に対し対話を提案してきたが、状況は改善していないため、グアテマラ国家安全保障理事会は、国家の安全・秩序の観点から、ベラスケス委員長のグアテマラへの入国に関する分析を行った。その結果、同理事会は総意によりモラレス大統領に対し同委員長のグアテマラ入国を禁止するよう助言した。理由は、同委員長は当国の秩序および安全を脅かす存在であり、その脅威により、当国の統治、政府機関権能、司法および平和に影響を与えるためである。これにより、同大統領はグテーレス国連事務総長に対して、同委員長のグアテマラ入国禁止を通知した。同時に、グアテマラ政府は同事務総長に対して、同委員長の後任を任命するよう要請した」と明記されている。

（2）入国禁止決定の無効化を求めるメモリアル（請願書）の提出

9月4日のモラレス大統領によるベラスケスC I C I G委員長の入国禁止決定に対し、ロダス人権擁護官は同日夜に同決定を無効化するよう憲法裁判所に対しメモリアル（請願書）を提出した。メモリアルによると、2017年8月にモラレス大統領が同委員長に対しペルソナ・ノン・グラータ（即時追放）を宣言した際に、憲法裁判所は同宣言を無効とする決定を下したが、今回の同大統領による入国禁止措置は同決定に従っていないと見なしている。そのため、憲法裁判所に対し、同委員長が入国できるように対処するよう求めた。

（3）不逮捕特権剥奪請求に関する改正案の国会の第一審議通過

大統領、憲法裁判所判事、最高裁判事等に対する不逮捕特権剥奪請求審議において国会のコントロールを増大させる目的を持つ改正案5300が、9月4日、国会で、議員らによる投票の結果、賛成多数で第一審議を通過した。同改正案は、不逮捕特権剥奪請求の手続き過程において、最高裁判所の介入を除外し、国会が同手続きを独占するものである。現行では、不逮捕特権剥奪請求がまず最高裁判所に提出され、同裁判所が請求を認めれば、国会において同請求の審

議が行われる。しかし、改正案では、最高裁判所での審議を廃止し、直接国会が審議することとなる。従って、改正案では、国会は司法をも担うこととなり、独裁的な不逮捕特権剥奪請求が可能となる。専門家らは、同改正案により、不逮捕特権剥奪請求に関する審議を国会がコントロールできるようになり、行政に対し大きな圧力を与えることとなり、非常に危険な試みであると批判している。

(4) 国会における独立記念日を祝う式典の開催

9月12日、15日の独立記念日を祝う式典が国会において開催され、大臣、国会議員（欠席は158名中68名）および各国大使らの出席の下、モラレス大統領、アルバロ・アルス国会議長およびピネダ最高裁長官が演説を行った。同式典は、グアテマラ市で農民開発委員会（CODECA）を中心に数百人が反大統領デモを繰り広げる中執り行われた（以下（5）参照）。

同大統領は、「祖国の価値を守り、自由、主権および民主主義を維持するために闘うことは大切である」と述べ、「信仰」（fe）について、「メキシコと言えばマリアッチ、テキーラやメキシカンハット、アルゼンチンと言えばタンゴであるが、グアテマラを象徴するものは何か？それは「信仰」であり、国民共通の価値である。これは、11万人によって行われた「命と家族の行進」からも明らかであり、これこそ“正真正銘の”デモである」と述べ、2日に行われた中絶等に反対するエバンヘリコ（キリスト教福音派）中心のデモ（以下（5）参照）を挙げたが、一部の同行進参加者から、「政治的な意味はなかった」と批判が出ている。

なお、同式典を欠席したロダス人権擁護官は、「国民にはデモを行う法的権利があるにも拘わらず、数千人の国家文民警察（PNC）および兵士による警備で固められた式典などには参加しない」と欠席の理由を伝えた。

(5) グアテマラ市および地方におけるデモの発生（1日～12日）

・9月1日：反大統領デモ（グアテマラ市）

8月31日のCICIGマンドート不延長決定を受け、9月1日にグアテマラ市の憲法広場で反大統領デモが実施された。市民団体「今すぐ司法を！」や国立サンカルロス大学の学生団体等がデモを招集し、数百人が参加した。参加者は、モラレス大統領による同決定を拒絶し、同大統領の辞任を求め、「CICIGは残り、ジミーは出て行け！」と叫んだ。

・9月2日：中絶等に反対するデモ（グアテマラ市）

9月2日に、グアテマラ市において中絶等に反対するデモが実施された。左派野党によって国会に提出された法案5376は、暴行などを受ける等して妊

娠した14歳以下の少女に対し中絶を認める内容が含まれていることに端を発した。参加人数は数千人に上り、エバンヘリコ（キリスト教福音派）、ユダヤ教コミュニティおよびカトリックの関係者で構成されていた。

・9月10日：反大統領デモおよび道路封鎖（グアテマラ市および地方）

農民および先住民グループは、10日午前から、グアテマラ市および地方において、反政府デモおよび一時的な道路封鎖を実施した。背景は、モラレス大統領によるCICIGに関する決定であり、同グループは同大統領の辞任を求めた。道路封鎖が実施された場所は、インテルアメリカーナ街道（CA1やパンアメリカン・ハイウェイとも呼ばれる）の少なくとも3カ所（キチェ県チチカステナンゴ市ラス・トランパス地区、ソロラ県ロス・エンクエントロス地区およびソロラ県ラ・クチージャ地区）であった。

・9月11日：国会の不逮捕特権剥奪請求法に関する改正法案に反対するデモ（グアテマラ市および地方）

国会で審議中の改正案に反対するデモが実施された。11日の国会における本会議で不逮捕特権剥奪請求法に関する改正案5300（上記（3）参照）の第三審議が行われるのを阻止するため、改正案に反対する国立サンカルロス大学学生で構成された数十名のデモ参加者が国会の入り口をふさいだ。議員が中に入れない状態であったため本会議自体が中止された。10日同様、地方では道路封鎖が実施された。

・9月12日：反大統領デモ（グアテマラ市）

12日、農民開発委員会（CODECA）が中心となり、数百人がグアテマラ市において反大統領デモを実施した。デモ隊は、憲法広場に向かって行進し、モラレス大統領の辞任を訴えた。同日午前には国会では独立記念日（15日）を祝う式典が予定されていたため、国会周辺の道路は通常よりも多くのPNCおよび兵士により厳重に警備されていた。政府は、同式典にモラレス大統領が出席することおよびデモが開催予定であったことを警備強化の理由として挙げた。デモが平和裏に実施されたにも拘わらず、警備が過剰であり、政府には国民を脅す目的があったとして、専門家たちから批判が生じた。

（6）モラレス大統領による国立サンカルロス大学に関する発言

9月11日、国立サンカルロス大学学生が国会周辺でデモを繰り広げている最中（上記（5）参照）、モラレス大統領は「サンカルロス大学は国に多くの負担を強いている。グアテマラ国家予算の5%をこの大学に割り当てている。同大学の生徒は毎月5ケツァル（約75円）しか払っていない」と批判した。

12日、国立サンカルロス大学の学長や学部長等で構成されている高級評議会は、1994～1998年に同大学の学長を務めていたカブレラ副大統領に

対し、「ペルソナ・ノン・グラータ」（追放）を宣言し、学内に飾られていた同副大統領の写真を黒いビニール袋で覆った。同評議会は、モラレス大統領（同大学卒業生）に対しても同様の宣言を行った。

13日、同副大統領は、会見にて、モラレス大統領の同大学を批判した12日の発言を強く否定し、自身がこれまで同大学に尽力してきたことを伝えた。

（7）ベラスケス委員長の入国禁止決定に対する憲法裁判所の裁定

9月16日、憲法裁判所判事らは記者会見を行い、アルフォンソ・カリージョ・マロキン弁護士（過去にもC I C I G関連の政府決定に対し異議申し立てを出してきた）から提出されていた「モラレス大統領によるベラスケスC I C I G委員長の入国禁止決定（4日）は違憲である」とする異議申し立てを暫定的に認め、同大統領の同決定を全員一致で無効とした。同裁定には、「モラレス大統領はC I C I G委員長のグアテマラ入国を認めなければならない」と明記された。

（8）憲法裁判所の裁定に対する政府の会見

9月17日、ホベル外相、デゲンハルト内相およびドナド国家訟務庁長官は記者会見を行った。ホベル外相は、同会見にて、「モラレス大統領は、グテーレス国連事務総長に対し、48時間以内にベラスケス委員長の後任を任命するよう要請する。国連は、グアテマラ政府に対し、同委員長の後任候補が載ったリストを早急に送付しなければならない。同委員長の後任は、グアテマラ政府の合意を踏まえて選出されなければならない」として、16日の憲法裁判所の裁定を受け入れなかった。デゲンハルト内相およびドナド国家訟務庁長官は、「裁定はベラスケス委員長の名前に言及せず、C I C I G委員長とのみ言及していることから、憲法裁判所が入国禁止を解くよう命じたのは、グアテマラと国連の合意に基づいて選出された新しいC I C I G委員長のみである」とした。

裁定および政府の反応について、ポラス検事総長は会見を開いた。（外相、内相等の）政府関係者の同裁定に対する発言の違法性について、検察庁は調査を開始するのかと問われ、ポラス検事総長は、「検察庁が独自に調査を行うことはできない。憲法裁判所の裁定に違反したか否かは、同裁判所のみが判断できる。検察庁が調査を行うためには、政府関係者が裁定に違反していることを示す憲法裁判所による関係書類が必要である」と述べた。

（9）憲法裁判所による新たな裁定

9月19日、憲法裁判所は、モラレス大統領によるベラスケスC I C I G委員長の入国禁止決定に関する裁定を改めて下し、16日の同裁判所の裁定で入

国が認められるとした「C I C I G委員長」とは「ベラスケス委員長」を意味すると明確に示した。16日の裁定を巡って、デゲンハルト内相およびドナド国家訟務庁長官は、裁定にある「C I C I G委員長」は、今後任命される新委員長を指し、ベラスケス委員長への入国禁止決定は引き続き有効との見解を示していたが、今回の裁定で、「ベラスケス委員長」が入国を認められるということが明確になった。

(10) グアテマラ市および地方における反大統領デモ(20日)

9月20日、グアテマラ市および地方において、国立サンカルロス大学学生協会主導の反大統領デモが実施され、約1万5千人が参加した。デモ隊は、モラレス大統領、ホベル外相、デゲンハルト内相およびラルダ国防相の辞任を要求し、憲法広場に集まり、スローガンを叫んだ。デモ参加者らは、「(政府は頻繁に国家主権を尊重するよう主張するがその主権とは)どんな主権か?今の政府が欲しいのは圧政(tirania)だ!」と数十回に亘り叫んだ。その後、2017年の反大統領デモと同様に、「モラレス大統領は裁判所へ!」と繰り返した。加えて、デモ隊は同大統領、ホベル外相およびラルダ国防相を模した人形を用意し、広場で破壊した。グアテマラ市と同種のデモは、ケツアルテナンゴ県、トトニカパン県、レタルレウ県、サカテペケス県、アルタベラパス県、ソロラ県、チキムラ県、ウエウエテナンゴ県、キチェ県およびスチテペケス県でも行われた。米ニューヨークでも、米国各地に在住するグアテマラ人らが集まりデモを行った。彼らは、同大統領の国連到着を待っていると述べた。

(11) 財務大臣および労働社会保障大臣の交代

9月13日、政府は、モラレス大統領がエストラダ財務大臣の辞任を認め、後任としてビクトール・マヌエル・マルティネス財務省財政管理担当次官を財務大臣として任命したと発表した。また、16日、政府は、テレグアリオ労働社会保障大臣の辞任および18日にアギレラ新労働社会保障大臣の就任を発表した。

前財務大臣であるエストラダ氏および前社会保障大臣であるテレグアリオ氏は、モラレス大統領が2017年8月にベラスケスC I C I G委員長に対し「ベルソナ・ノン・グラータ」を宣言し、追放を決定した後にも辞表を提出したが、同大統領はこれを受け入れず、同ポストを続けていた。今回の辞任は、同大統領が同委員長の入国禁止を決定してから数日後であったため、両氏は同大統領の決定に賛同しなかったことが辞任の理由と見られる。

(12) ホベル外相およびデゲンハルト内相の解任を求める司法手続き

9月18日、ロダス人権擁護官は、憲法裁判所の裁定不履行（上記（8））を理由に、ホベル外相およびデゲンハルト内相の解任を憲法裁判所に請求した。同請求は、16日の憲法裁判所の裁定にもかかわらず、両大臣が17日に同裁定を無視する発表を行ったためである。同請求は、憲法裁判所がモラレス大統領、同外相および同内相による同委員長の入国禁止決定を無効とすることも含まれている。同日、市民団体である「市民行動」（AC）も同じ内容の請願書を憲法裁判所に提出した。

（13）憲法裁判所の裁定後初めての政府によるプレスリリース

9月21日、19日の憲法裁判所による新たな裁定の後初めて、政府はプレスリリースを発表した。プレスリリースには、「グアテマラ政府は、憲法裁判所の裁定が通知されたことを確認した。グアテマラ政府は、グアテマラ憲法を守るために法律上認められた権限および手段を用いる。グアテマラ国家は常に対話を優先してきた。そして、もう一度、グアテマラ国家は国連事務総長に対し、対話によって関係者間における共通合意を達成し、協調関係を維持するよう求める」と記された。

（14）カブレラ副大統領の発言

9月25日、カブレラ副大統領は記者会見にて、仮に今すぐ同委員長がグアテマラに入国してきたらどうするかと問われ、「グアテマラ政府は、同委員長の入国を現時点で認めることはない。理由は、政府の関係機関は、憲法裁判所が裁定を出した後、同裁判所に裁定の取り消し（revocatoria）を提出し、同委員長の入国を認めた同裁定を無効にするよう求めており、本件は司法手続きの最中であるためである」と答えた。同裁定の取り消しを提出したのは、同副大統領および移民総局であったが、内務省、外務省および国防省も同種の請求を憲法裁判所に提出している。

（15）最高選挙裁判所によるグアテマラ集合党（EG）の解党手続き開始決定

9月27日、最高選挙裁判所（TSE）は、グアテマラ集合党（EG）に対する解党手続き開始を決定した。検察庁およびCICIGは、EGが2011年および2015年の総選挙において匿名の選挙資金を受け取ったことを申告しなかった（不正な選挙資金に当たる）として、8月10日にモンテネグロEG党首に対し不逮捕特権剥奪請求を行った。同請求の後、検察庁は同党の解党手続きを要請しており、今回の決定は、同要請をTSEが認めたことを意味する。モンテネグロEG党首は、一貫して、「不正選挙資金をEGは受け取っておらず、検察庁およびCICIGの指摘は誤りである」と主張している。

今後、EGによる反論を含む一定のプロセスを経て、TSEがEG解党に関する最終決定を行う。

(16) ジェノサイド罪に問われていたサンチェス元国軍情報局長への判決

9月26日、危険事案B法廷は、キチエ県の先住民であるイシル（Ixil）人に対するジェノサイドおよび人道に対する罪に問われていた、リオス・モント政権時（1982～83）のホセ・マウリシオ・ロドリゲス・サンチェス元国軍情報局長を無罪とする判決を出した。同法廷は、「同元国軍情報局長の当時の階級からすると、そのような行為を命令できる責任者であったとは考えられない」とする一方、「グアテマラの内戦時代において、ジェノサイドおよび人道に対する罪が存在したと考えるに足る十分な証拠を全会一致で確認した」と説明した。

本件に関する裁判は、2013年5月にも危険事案A法廷による判決が出ており、その際も今回と同様に同元国軍情報局長は無罪となったが、リオス・モント元大統領に対しては禁固80年という判決が言い渡された。しかし、その10日後、憲法裁判所は同判決を取り消し、裁判のやり直しを命じた。それを受け、裁判は再開されたが、2018年4月にリオス・モント元大統領が病死したため、同元大統領に関する裁判は終了した。

2 外交

(1) C I C I G マンデート不延長宣言：各国の反応

8月31日のモラレス大統領によるC I C I G マンデート不延長決定（月報8月を参照）に対して、9月1日および2日、EU、スペイン、スウェーデン、カナダは、同決定に対し、遺憾、懸念、落胆等を表明した。一方、ポンペオ米務長官は、グアテマラによる麻薬対策および治安に対する努力に感謝を表明し、モラレス大統領のC I C I G マンデート不延長決定に言及しなかった。

(2) ベラスケス委員長の入国禁止決定に対する国連の声明

9月4日のモラレス大統領によるベラスケスC I C I G 委員長の入国禁止決定に対して、同日、米国に出張中のベラスケスC I C I G 委員長はグテーレス国連事務総長と会談を実施し、国連は声明を発表した。声明において、同事務総長は同委員長に対し、引き続きC I C I G 委員長として職務を続け、グアテマラの事態が明確になるまでは国外（米国の国連事務所）からグアテマラの汚職との闘いに専念するよう求めた。

(3) C I C I G に対するモラレス政権の決定：各方面の反応

政府によるC I C I Gに対する敵対行為（モラレス大統領によるC I C I G マンデートの不延長決定およびベラスケスC I C I G 委員長の入国禁止決定等）に対し、主要C I C I G 支援国であるG 1 3は、5日、プレスリリースにて、「G 1 3のメンバー国である独、加、西、仏、伊、スウェーデン、スイス、英およびEUに加え、ノルウェーおよびオランダは、グアテマラ政府によるC I C I G マンデート不延長決定に遺憾を表明する」と表明した（米国は含まれていない）。一方米国は、ポンペオ米務長官が6日にモラレス大統領へ架電し、米国はグアテマラの主権を支持すると伝え、C I C I G マンデート不延長決定については言及しなかった。

（４）米、メキシコおよび中米北部三カ国による会談のキャンセル

米ワシントンにおいて、米国、中米北部三カ国およびメキシコによる中米地域の安全保障に関する会談が9月10日～14日の週に予定されていたが、米政府は7日に同会談の延期を発表した。同会談の延期は、グアテマラ（政府とC I C I G における緊張）およびエルサルバドル（台湾から中国への外交関係切替え）において徐々に大きくなりつつある外交的緊張がキャンセルの理由と見られている。しかし、米国土安全保障省の関係者は、「同会談を別日に実施できるよう調整中である。今回キャンセルされたのは、関係者間での予定が合わなかったためであり、外交的な緊張が理由ではない」と説明した。

（５）国連事務総長によるベラスケスC I C I G 委員長の続投を示す声明

9月19日、同日に発表された憲法裁判所による新たな裁定（内政（9）参照）の数時間前に、国連はベラスケスC I C I G 委員長をC I C I G 委員長として続投させるという声明をグアテマラ政府に送付した。同声明には、「グテーレス国連事務総長は同委員長に対する支援を止めるつもりは全くない。C I C I G は無処罰問題を解決し、犯罪の捜査および訴追を行う国家機関の強化に対する支援において、高い成果を上げてきた。グアテマラ政府が表明している懸念を解決するため、グテーレス国連事務総長は、グアテマラ政府とのコミュニケーションを維持する」と記された。同声明は、48時間以内に同委員長の後任候補の提示を求めたホベル外相の要請（内政（8）参照）に対する国連の回答であり、国連は同委員長の続投を明確に示したが、国連関係者によると、ベラスケス委員長はグアテマラに戻らず、滞在している米ニューヨークで職務を続ける。国連は新たにC I C I G 副委員長（comisionado adjunto）を任命し、その人物をグアテマラに駐在させるという案を考えている。

（６）モラレス大統領の国連総会における演説

9月25日、モラレス大統領は国連総会にて演説を行い、「C I C I Gおよび同委員長は、司法を操作し、推定無罪の原則を無視し、グアテマラ憲法、法律およびC I C I G開設に関するグアテマラ・国連の協定に違反したため、（8月31日に）C I C I Gのマンデート不延長を決定した。C I C I Gはグアテマラ社会を分断し、不安定な環境を作り、国家の安全保障を弱体化させている。C I C I Gはグアテマラの平和にとって脅威となった」と述べ、C I C I Gおよび同委員長を批判した。演説は23分続いたが、同大統領はその内の12分をC I C I Gの説明に費やした。

また、同大統領は、「約1年以上前に、グアテマラ政府はC I C I Gに関する懸念を国連事務総長に相談し、同委員長の後任を任命するよう話したが、それは実現していない。本件に関して、私（同大統領）は公の場で国連事務総長に対し、新しいC I C I G委員長をグアテマラと国連の合意に基づいて任命するよう要請する」として、グテーレス国連事務総長が受け身であると非難した。

（7）モラレス大統領と国連事務総長の会談

9月25日にモラレス大統領は国連総会で演説を行った後、同日夜にグテーレス国連事務総長と国連にて会談を行った。会談は非公開ではあったものの、C I C I Gに関する問題をどのように解決するかという点に焦点が当てられたとされる。会談後、ホベル外相は記者会見に応じ、「グアテマラ政府のC I C I Gに関する懸念に対する最終的な解決策を模索することが会談の目的であった。会談では、同事務総長の非常に善良な意思を評価することができ、何かしらのコミュニケーションに反映されることが期待されている」と述べ、C I C I Gに関するグアテマラ政府と国連の対話が再開されることを示唆した。

3 経済

（1）サンラファエル鉱山採掘再開に関する憲法裁判決

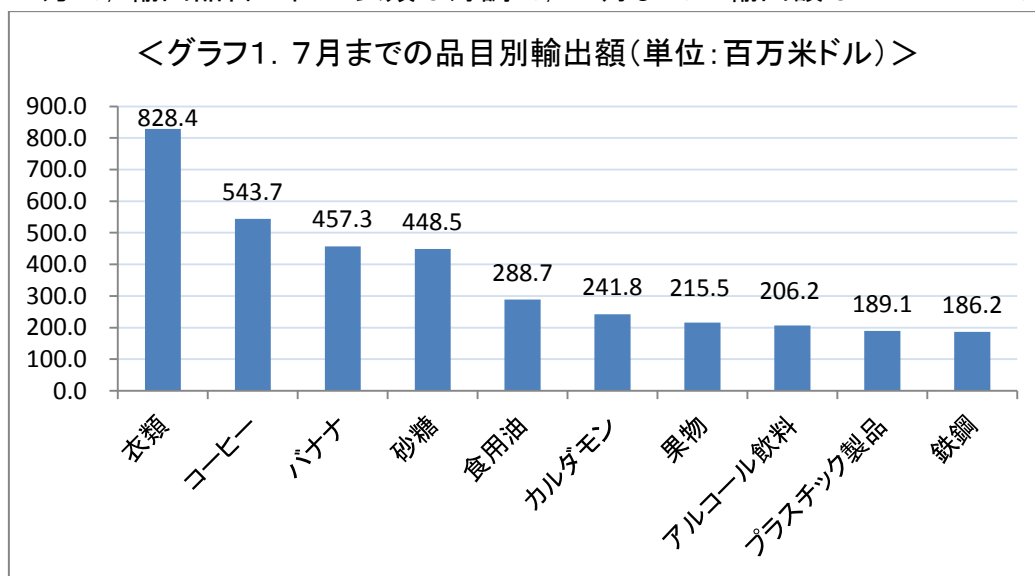
9月3日、憲法裁判所はサンタロサ県のサンラファエル鉱山会社（米系資本（Tahoe Resources））に対して、「周辺地域のシンカ系住民との協議を行うこと」を採掘再開の条件とする判決を下した。同裁判所は、争点となった鉱山周辺のシンカ系住民の居住の事実を認め、エネルギー鉱業省が直ちに住民との協議を開くよう求めた。同鉱山の採掘は2014年に開始されたが、2017年7月に最高裁は政府とシンカ系先住民との採掘前の協議が行われていなかったとして、同鉱山の採掘権を一時的に停止する判決を下し、同年8月に憲法裁判所は同判決を是認した。しかし、同年9月に最高裁は採掘権の一時停止決定を覆し、環境団体の異議申し立てを認める形で、同鉱山会社と同先住民との協議を命じた。採掘停止の影響で従業員のうち、700人が失職している。

(2) TAG航空が2018年度の輸出企業賞を獲得

グアテマラにおいて、コーヒー、農業、製造、衣類等様々な部門から、その年活躍した輸出企業を決める第30回グアテマラ輸出企業賞（グアテマラ非伝統産品輸出業協会（AGEXPORT）主催）が9月6日に開催された。受賞したのは、TAG航空であり、2018年最も活躍した輸出企業として認定された。TAG航空は、50年以上前から国内および国際線（ホンジュラス、エルサルバドル、ベリーズ、コスタリカ等の中米地域）の航空会社としてサービスを提供してきた。主なサービスとしては、商用・観光の乗客輸送、貨物運送、エアメール郵便、航空救急活動等がある。

(3) 農産物不調の中、衣類が輸出を牽引

グアテマラ中銀によると、7月までの輸出額は64億5470万米ドルであり、前年同期に比べ1億8570万米ドルのマイナスであった（ $\Delta 2.8\%$ ）。背景には、農産物輸出の不調がある。7月までのトップ4は、衣類、コーヒー、バナナ、砂糖であったが（グラフ1参照）、前年同期に比べマイナス成長を記録したのは、コーヒー（ $\Delta 5.4\%$ ： $\Delta 3000$ 万米ドル）および砂糖（ $\Delta 27.6\%$ ： $\Delta 1$ 億7100万米ドル）であった。バナナは $+2.1\%$ に留まった。中銀は、農産物の国際価格の下落が輸出額減少の主な要因であると分析している。一方で、輸出品目1位の衣類は好調で、7月までの輸出額は $+6.6\%$ であった。

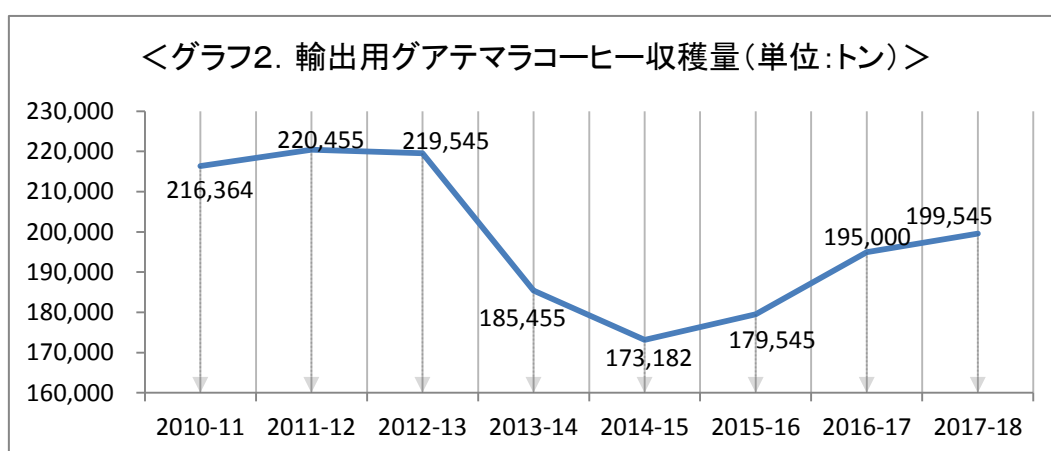


(出典：9月11日付プレス・リブレ紙)

(4) コーヒー生産の停滞

全国コーヒー協会（ANACAFE）は、グアテマラにおけるコーヒー収穫

量が停滞していると発表した。同協会のデータ（グラフ2参照）では、2017—2018年の輸出用コーヒー収穫量は推計値で430万キントール（約19万9545トン）であり、前年よりも約10万キントール（約4545トン）多い2.3%の増加となった。コーヒーの収穫量は、2012年に大きく減少したが、これはコーヒーの葉に Roya（銹（さび）病）と呼ばれる細菌が感染したことが原因である。2013年と2014年は収穫量が下がったが、2015年以降は回復し、2017—2018年の収穫量も増加しているものの、回復のペースは予想を下回っている。生産者からは、コーヒー農家への政府支援が不足しているとの声があがっている。



（出典：9月25日付プレンサ・リブレ紙）

（5）再生可能エネルギー65%を達成

国家電力委員会（CNEE）は、再生可能エネルギーによる発電比率が全電力の65%～70%に達したと発表した。再生可能エネルギーの比率が増加したことは、石油発電依存の減少を意味する。当国シンクタンク「国家経済研究所（CIEEN）」関係者は、「グアテマラは、この10年間で再生可能エネルギーの発電比率を倍増させた。主な要因は水力発電の増加である。政府は、2027年までに再生可能エネルギーの発電比率を80%とすることを目標にしている」と述べた。

（6）各県の競争力調査

9月26日、グアテマラ開発基金（FUNDESA：当国の貧困撲滅を目的として教育や保健分野の支援を行う民間団体）は、グアテマラの地域別競争力指数（ICL）の分析結果を発表した（表1参照）。分析対象は、グアテマラ全22県および全340市町村であり、地域間のギャップを見出すことを目的とする。分析するに当たり、7つのカテゴリー（サービス、インフラ、雇用と収入、保

健、教育、生産性ポテンシャルおよびテクノロジー)を地域ごとに調査した。ICLが最も高いのはグアテマラ県(71.37)であり、トップ3を市町村で見ると、グアテマラ県グアテマラ市(73.54)、同県ミスコ市(71.72)、サカテペケス県アンティグア市(71.38)であった。ICLが最も低いのは、アルタベラパス県(44.3)であり、市町村で見ると、キチェ県チャフル市(39.66)であった。

<表1. 県別競争力指数(ICL)>

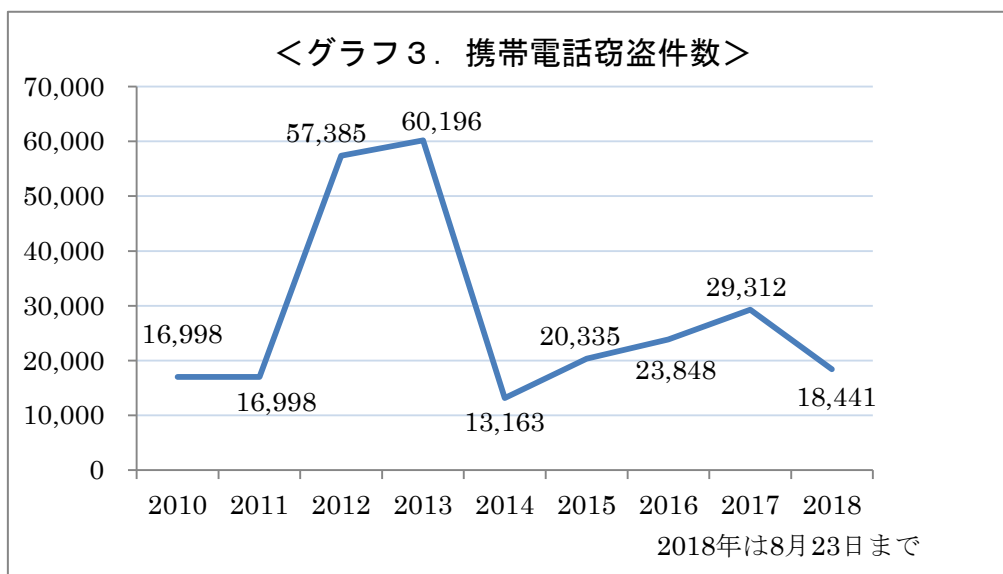
ランク	県	ICL	ランク	県	ICL
1	グアテマラ	71.37	12	フティアパ	50.39
2	サカテペケス	60.61	13	チマルテナンゴ	49.24
3	エスキントラ	60.41	14	ペテン	49.07
4	サカパ	59.08	15	ソロラ	47.86
5	エルプログレソ	56.74	16	ハラパ	47.79
6	レタルレウ	56.14	17	サンマルコス	47.76
7	ケツアルテナンゴ	55.63	18	バハベラパス	47.43
8	イサバル	55.35	19	トトニカパン	46.45
9	スチテペケス	52.75	20	ウエウエテナンゴ	45.56
10	チキムラ	52.75	21	キチェ	44.98
11	サンタロサ	51.19	22	アルタベラパス	44.3

(出典：9月27日付エル・ペリオディコ紙)

4 治安・社会

(1) 携帯電話窃盗件数の増加傾向

検察庁によると、携帯電話の窃盗件数は増加傾向を維持している(グラフ3参照)。2018年8月時点の窃盗件数は、1万8,441件であるが、そのうち1万4,731件(約80%)がグアテマラ市の位置するグアテマラ県で発生している。2013年から2014年は件数が減少した。これは、2013年に「モバイル端末に関する法律」(窃盗を防止するため、各携帯電話会社に販売した携帯電話のユーザー登録を義務付け、ユーザー不明の端末は使用不可にする)の発効が背景にあるが、減少傾向は1年しか続かなかった。国家文民警察(PNC)は、盗まれた携帯電話を買う者がいなくなる限り、窃盗件数を減少させるのは難しいと分析している。



(出典：9月10日付エル・ペリオディコ紙)

(2) バス内の乗客に対する襲撃件数、平均90件/日を上回る

人権擁護官事務所(PDH)の調査によると、全国のバス内の乗客に対する襲撃件数(対象は乗客であり、バス運転手に対する襲撃とは別)は、平均して94件/日に上り、その内約40件はグアテマラ市で発生している。犯人らは武装してバスを襲い、乗客を脅して金銭や携帯電話等を奪う。時間帯を選ばず行われるので、警察のコントロールが届きにくい。PDHによると、第10区のレフォルマ通りからオベリスコ広場およびルーズベルト通りが最も危険であり、夕方から夜にかけて頻発している。地方では、チマルテナンゴ県、ケツアルテナンゴ県、キチェ県およびウエウエテナンゴ県で被害が多い。襲撃は月末やボーナス時期を狙って行われる。犯人らは巧妙に編成されたグループであり、ターゲットのバスの後ろには実行犯の仲間の車があり、連絡を取り合っている。警察はバス内を捜索するなど対策を進めているが、犯人確保につながった事例は少ない。

◇主要経済指標◇	2018年			2017年	2016年
	9月	8月	7月		
インフレ率（前年同月比）	4.55%	3.36%	2.61%	5.68%	4.23%
貿易収支（百万ドル）	未発表	△840.3	△773.6	△7,407.7	△6,553.5
輸出（百万ドル）	未発表	905.8	879.7	10,982.0	10,449.3
輸入（百万ドル）	未発表	1,746.1	1,653.3	18,389.7	17,002.8
外貨準備高（百万ドル）	12,309.2	12,535.8	12,127.1	11,769.5	9,160.4
外国からの送金（百万ドル）	745.9	860.4	818.3	8192.2	7,159.9
為替レート（対ドル月平均）	7.65	7.50	7.48	7.35	7.60

（出典：中銀，国立統計院） 注）本年より前の年の為替レートは年平均

（了）